

オンライン実務調査の手引き

1. オンライン実務調査について

知事が計量士の登録・資格認定申請に係る証明書を発行するにあたり、計量検定所では実務の内容を確認するための調査を行います。

申請者がオンライン調査の要件を満たす場合は、原則としてWeb会議システムを使用したオンライン形式で調査を実施し、要件を満たすことが難しい場合や、やむを得ない理由がある場合は、職員が事業所へお伺いのうえ現地調査を行います。

2. オンライン調査の要件

(1) カメラ及びマイクを備えた端末

OS及びソフトウェアがサポート中であり、ウイルス対策ソフトの定義が最新であること。

(2) Web会議システム

Zoomクラウドミーティングが利用可能であること。

(3) インターネット接続回線

申請者もしくは所属組織が管理する回線であること。(フリーWi-Fi不可)

(4) 受信可能なメールアドレス

申請者もしくは所属組織が管理するメールアカウントであること。

(5) セキュリティが確保された環境

端末の画面や音声の関係者以外に漏出しない場所で参加できること。

3. オンライン調査の流れ

(1) 関係書類の事前提出

次の書類を電子申請又は電子メールにより提出してください。

ア. 計量士（登録申請・資格認定）に係る実務の証明書交付申請書

イ. 計量士（登録申請・資格認定）に係る実務の証明書

※所属機関の長による実務の証明書（原本は別途提出していただきますので、紛失されないようお願いします。）

ウ. 計量士合格証書の写し又は計量教習修了証書等の写し

エ. 実務を証明する根拠書類（計量管理の記録など）

【書類の提出先】

①電子申請・届出サービス

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=46082

②電子メール

m5221712@pref.saitama.lg.jp



[電子申請・届出サービス]

(2) 実務内容に係るヒアリング

オンライン調査には、Web会議システム「Zoomクラウドミーティング」を使用します。調査日時を調整させていただいた後、ミーティング参加用のURLを電子メールにて通知（計量検定所がホストとして招待）します。調査時間は1時間程度を予定しています。